

第53回 サ高住における介護不正請求問題

NHK関西ローカルの番組であったために、全国的に大きな話題になったわけではないが、サービス付き高齢者向け住宅の事業者が設置した、住宅介護支援事業所の不正請求問題が「N

HK関西熱視線」という報道番組、「高齢者住宅で何が見過ごされる不正介護」(平成26年7月4日放映)で取り上げられた。幸いこ



高橋紘士教授

国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授、高齢者住宅財団理事長。1944年生まれ、法政大教授、立教大学教授などを経て、現職、有料老人ホーム協会理事、高齢者住宅推進機構理事、厚生省政策評価に関する有識者議長、東京都社会福祉審議会副会長などを兼務。厚生省地域包括ケア研究会などの他、国交省、総務省等で各種委員会委員歴任。著作として、「地域包括ケアシステム実務必携」(編著、以上オーム社)、「地域包括ケアシステム」(共編、筆、慶應大学出版会)、「高齢者の権利擁護システム」(共著、医学専門書房)、「介護保険のマネジメントシステム」(共著、医学専門書院)など多数。専攻は地域ケア論、介護保険論、福祉政策

の番組の画像が公開されているので、この番組が提起した課題を考えてみよう。

全国的なサ高住の調査を

みても、例えば、生活保護世帯を入居させるサ高住が相当な割合(国民年金層お

生保受給層を対象とするものが約25%)(高齢者住宅支援機構調査による)をしめ

るようになってきた。

従来住宅型有料老人ホー

ムでは低所得者向け、ひい

ては貧困ビジネスと目され

る例が少なくなかつたが、

それでも、低廉な家賃低

所得者高齢者が入居可能な

ものが一定割合をしめるよ

うになったということであ

る。その意

味でこれら

の低所得層

向けが相当存在しているこ

とはよく知られている。

サ高住は本来生保受給者

介護 B・I・Z

サ高住でなくとも、介護

クで不正請求とは言わない

扶助を受給し自己負担がな

までも不適切な請求があつ

廉に抑えて、介護事業で埋

め合わせをするという事業

か、という問題では、空き

家活用と透明性のある生活

支援事業を社会福祉法人な

ど

の社会貢献事業とセット

にするという地域善隣事業

の実験が今年度老健事業の

補助事業で始まった。この

ような動きを念頭におきな

がら、住宅支援の新たなソ

リューションとセットで政

策化する必要がある。

それとともに、事前規制

から事後規制の移行をふま

えサ高住と介護事業の適性

化と、質の管理によって、

劣悪事業者に退出を促す制

度の整備は今後の大きな課

題となる。

道徳的批判では解決できない不正請求問題

北海道と並んでサ高住の普及地域であ

る。

その意

味でこれら

の低所得層

向けが相当存在しているこ

とがある。

住宅部局と介護担当部局

の合同調査などがおこなわ

れるようになつたが、担当

ターゲットだった、若い借

者との人員に比べ、事業所数が

多いためチェックが行き届

かないことが多い。また、

自治体の取り組みは問題意

識の温度差の問題もありば

らばりである。

また、担当部局のチエッ

少のためサ高住開設に向か

ったという背景がある。と

大阪府などでは、診療報

酬や医療扶助についても山

本病院事件に代表されるよ

うな不正請求事案が少なく

ない。

このような構図を踏まえ

ると、事業者のモラルの問

題にしているだけ事態は解

決しない。

高齢者のための

「いきいきセミナ

ー」などを実施。

トとして大村巣氏

によるトークショ

ンも行われる。

場所は、大阪マ

地域包括ケアと高齢者の住まい

—その理念と役割—

オリジナルCD開発

スマイル

大声で介護予防

▲「スマイル相模大野」。懐かしさと
ビーピス

▲「大声ツアーズ」実施風景

全行程は休憩時
間も含め約5分。

運動負荷は、数種

類のパターンを用

意しており、一人

ひとりにあつたア

プログラムを組み合

わせることが可能

当日は、高齢者

関西有料老人ホ

ーム紹介センター

(大阪市)が主催

する「高齢者住宅博2014」が9

月6日大阪にて開